

厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例

厚岸町営住宅管理条例(平成9年厚岸町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4,000円

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

- a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が身体障害者にあつては身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで、精神障害者(知的障害者を除く。以下同じ。)にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで、知的障害者にあつては精神障害者の障害の程度に相当する程度のもので、いずれかに該当する者
- b 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者
- c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- d 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

- e 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない者
- f ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- g 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下gにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立を行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、a又はbのいずれかに該当する場合
 - a 同居者がいないこと。
 - b 同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。
- (ロ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- イ 町営住宅を、法第8条第1項、第3項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助を受けて建設する場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

第6条第3号を削り、同条第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 同居しようとする者がある場合にあっては、入居しようとする者の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（町長が別に定めるところにより、パートナーシップの宣誓をしている者を含む。）その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。

第6条第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 同居しようとする者がない場合には、当該入居しようとする者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると町長が認める者でないこと。

第7条第2項中「第4号」を「第3号」に、「第6号」を「第7号」に改める。

第14条第1項中「、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。
ただし、当該承認を受けようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承認を受けようとする者が引き続き当該町営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。）
- (2) 当該承認後の入居者の収入が令第9条第1項に規定する金額を超えることとなるとき。
- (3) 当該入居者が第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当するとき。
- (4) 当該承認を受けようとする者又は当該承認を受けようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

第30条第1項中「第6条第3号」を「第6条第2号」に改める。

第53条各号を次のように改める。

- (1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第26条各号の規定に該当するもの
- (2) 第6条第5号及び第7号の規定に該当するもの

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。